

2025 年 6 月 27 日

社員の「治療と仕事の両立」を支援する 新しいプログラムおよび制度の運用について

静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 松本尚武、以下「当社」）は 6 月 1 日から、社員が安心して働き続けられる職場環境の向上を目指して「治療と仕事の両立支援プログラム（以下「本プログラム」）」および治療を目的とした新たな勤務制度の運用を開始しました。

本プログラムは、がん、循環器系疾患、筋骨格系疾患、難病、不妊症などの治療が必要な社員（以下「対象者」）が、計画的かつ継続的に治療と仕事を両立できるよう、当社が支援するものです。社内相談窓口（以下「相談窓口」）が、対象者、主治医、産業医と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた両立プランを策定し、その遂行を支援します。さらに、相談窓口が両立プランの実施状況を定期的に確認し、対象者に治療と仕事の両立を図るための助言を行うとともに、必要に応じて両立プランの見直しを実施していきます。

併せて、対象者が状況に応じて柔軟な働き方を選択できるように、治療を目的とした以下の勤務制度を新たに導入しました。

- ・治療に利用できる休暇制度（有給休暇・無給休暇※¹）
- ・時間外勤務等の免除制度
- ・短時間勤務制度
- ・短日勤務制度（週休 3 日制）
- ・リハビリ勤務制度

本プログラムおよび勤務制度の運用により、当社社員が適切な治療を受けながら、生き生きと働ける職場環境の実現を図ります。

静岡ガスグループは、2021 年に掲げた「静岡ガスグループ健康宣言※²」のもと、健康づくり推進委員会を中心とした様々な取り組みを進めています。今後も、社員一人ひとりに寄り添った柔軟な働き方の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

※¹ 10 日を上限とする。

※² URL : <https://www.shizuokagas.co.jp/about/health/index.html>